



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
11月24日
第160号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 規 則
 - ※滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(琵琶湖保全再生課) 1
- 告 示
 - 令和2年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集(市町振興課) 1
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域の指定(循環社会推進課) ... 2
 - 生活保護法による医療担当機関の指定(健康福祉政策課) 2
 - 生活保護法による医療担当機関の廃止の届出(健康福祉政策課) 2
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療担当機関の指定(健康福祉政策課) 2
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療担当機関の廃止の届出(健康福祉政策課) 3
- 公 告
 - 一般競争入札の公告(下水道課) 3
- 土 木 事 務 所 公 告
 - 道路の指定公告(甲賀) 5
 - 道路の位置の指定公告(甲賀) 6
- 警 察 本 部 公 告
 - 令和2年度滋賀県警察育休代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員ならびに臨時的任用職員および育児休業代替職員採用候補者登録試験実施公告(警務課) 6

規 則

滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第101号

滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例施行規則(平成4年滋賀県規則第49号)の一部を次のように改正する。
別表第2第1項第2号中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

付 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第462号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和2年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和2年11月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 募集期間 令和3年3・4月採用陸・海・空自衛官候補生(男子・女子) 令和2年11月27日(金)から令和3年

1月20日(水)まで

- 2 試験期日 令和3年2月5日(金)および同月6日(土)のうち指定する1日
 3 試験場の位置および名称 大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎

滋賀県告示第463号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のとおり指定するので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年11月24日

滋賀県知事 三日月 大造

指 定 区 域	埋立地の区分
草津市御倉町字狐塚110番1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の31第2号の埋立地

滋賀県告示第464号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療担当機関として、次のものを指定した。

令和2年11月24日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	指定年月日
住井歯科・矯正歯科	医療法人ノブレス・オブ リージュ 理事長 住井浩剛	蒲生郡日野町河原一丁目7番地	令和2.10.1

滋賀県告示第465号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき医療扶助のための医療担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和2年11月24日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	廃止年月日
住井歯科医院	住井浩剛	蒲生郡日野町河原一丁目7番地	令和2.9.30

滋賀県告示第466号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、法による医療支援給付のための医療担当機関として、次のものを指定した。

令和2年11月24日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	指定年月日
住井歯科・矯正歯科	医療法人ノブレス・オブ リージュ 理事長 住井浩剛	蒲生郡日野町河原一丁目7番地	令和2.10.1

滋賀県告示第467号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき法による医療支援給付のための医療担当機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和2年11月24日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	廃止年月日
住井歯科医院	住井浩剛	蒲生郡日野町河原一丁目7番地	令和2.9.30

公 告

一般競争入札の公告

令和3年度における琵琶湖流域下水道東北部浄化センターばいじん収集運搬業務および処分業務の委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和2年11月24日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 令和3年度琵琶湖流域下水道東北部浄化センターばいじん収集運搬業務および処分業務 一式
- (2) 委託業務の内容等 東北部浄化センターにおけるばいじん収集運搬業務および処分業務。詳細は、入札説明書別冊仕様書による。
- (3) 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 琵琶湖流域下水道東北部浄化センター(彦根市松原町1550番地)

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次に示す営業種目の希望順位が第1位、第2位または第3位のいずれかに登録されている者であること。

営業種目(大分類:役務 中分類:廃棄物処理 小分類:産業廃棄物収集運搬または産業廃棄物処分)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

(5) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。

- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- オ 銀行取引停止処分がなされている者

(6) その他入札に参加する者に必要な資格

- ア 公告日前5年間に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく行政処分(許可の取消し、事業の停止命令および措置命令に限る。)を受けていないこと。
- イ 廃棄物処理法第14条第13項に規定する事由が生じていないこと。
- ウ 契約締結時において、廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる欠格事項に該当しないこと。

- エ 廃棄物処理法第14条第1項および第6項の規定に基づき産業廃棄物(品目:ばいじんおよび燃え殻)の収集運搬業務および処分業務について必要な許可を取得している者であって、当該業務を適正かつ安定的に実施できる体制を有しているものであること。
- オ 業務を提携して収集運搬業務および処分業務を行おうとする入札参加者は、業務を提携する者全員が(1)から(5)までおよびアからウまでに掲げる資格を有しているとともに、担当する業務に応じてエに掲げる資格を有していること。ただし、一つの業務提携において収集運搬業務を担当する者の数および処分業務を担当する者の数は各1者とするが、産業廃棄物の排出場所から処分業務を担当する者の事業場との間を複数の区間に区切って収集運搬業務を実施する場合については、収集運搬業務を担当する者の数は区間ごとに1者とする。また、入札参加者は、この入札において複数の業務提携に加わることはできないものとする。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (1) 必要とする書類
- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 業務を適正かつ安定的に実施できる体制の確認調書
- ウ 廃棄物処理法の規定による産業廃棄物の収集運搬業務および処分業務の許可書の写し
- エ 電子マニフェスト加入書の写し
- オ 業務提携による入札参加者を確認するための書類
- カ 産業廃棄物税に係る資料および誓約書
- (2) 提出期間 令和2年11月24日(火)から令和3年1月14日(木)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)
- (3) 提出場所 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213 郵送も可とする(書留郵便に限る。)
- (4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和3年1月27日(水)までに制限付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。
- (5) その他 必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は、返却しない。
- 4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認められた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を令和3年2月2日(火)までに郵送または持参で3(3)に示す場所へ提出した場合に限り、説明を求めることができる(FAXおよび電子メールによるものは、受け付けない。)
- なお、説明を求められた場合は、令和3年2月8日(月)までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。
- 5 入札執行の日時、場所等
- (1) 入札参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213
- (2) 契約条項を示す期間 令和2年11月24日(火)から令和3年2月15日(月)まで(休日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)
- (3) 入札説明書の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku/>)からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。
- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
- (5) 入札および開札の日時および場所 令和3年2月16日(火)11時 滋賀県大津合同庁舎7階7-B会議室 大津市松本一丁目2番1号
- (6) 郵便(書留郵便に限る。)による入札書の受領期限
- ア 提出先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
- イ 受領期限 令和3年2月15日(月)16時まで(ア)に示す場所に到着したものに限り受け付ける。
- 6 入札方法等
- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則

第92号)の規定によるものとする。

- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された落札者決定比較金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札書への記載方法の詳細は入札説明書別添「産業廃棄物税の取扱いについて」によること。なお、落札者の決定の判断には入札書の落札者決定比較金額の記載金額を用いるが、落札額は入札単価に応じて決定することに注意すること。
- (3) 業務を提携して収集運搬業務および処分業務を行おうとする入札参加者は、入札参加者のうち当該業務提携を代表する者が入札書を提出するものとする。

7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

8 契約書の作成の要否 要

9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法 滋賀県が入札参加資格があると認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

11 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

13 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature of the service to be purchased : Commissioned service for collection and treatment of sewage plant ash as cement resources, or landfill disposal of sewage plant ash at Touhokubu Water Reclamation Plant in Lake Biwa Sewerage System
- (2) Application submission deadline : 16 : 00, January 14, 2021
- (3) Bid submission deadline : 11 : 00, February 16, 2021 (Deadline for bid submitted by mail : 16 : 00, February 15, 2021)
- (4) For further information, please contact : Sewerage Division, Department of Lake Biwa and the Environment, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520 - 8577 Japan TEL 077 - 528 - 4213

土木事務所公告

道路の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路として、次のとおり指定した。

この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および滋賀県甲賀土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

令和2年11月24日

滋賀県甲賀土木事務所長 北川純二

指定道路の位置	指定道路の延長	指定道路の幅員	指定年月日
湖南市岩根字ワンワン山499番631、 499番632、499番633、499番634、499 番635の一部	107.4m	6.0m	令和2.11.12

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。
この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および滋賀県甲賀土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

令和2年11月24日

滋賀県甲賀土木事務所長 北川純二

指定道路の位置	指定道路の延長	指定道路の幅員	指定年月日
栗東市野尻字鑑田426-13、427-5	25.22m	6.00m	令和2.11.9

警察本部公告

令和2年度滋賀県警察育休代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員ならびに臨時的任用職員および育児休業代替職員採用候補者登録試験実施公告

令和2年度滋賀県警察育休代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員ならびに臨時的任用職員および育児休業代替職員採用候補者登録試験を次のとおり行います。

令和2年11月24日

滋賀県警察本部長 滝澤依子

1 試験区分および登録予定人員 警察事務 10人程度

2 受験資格

(1) 年齢 平成15年4月1日以前に生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

オ 現に次に掲げる職員の採用候補者として採用候補者登録名簿(以下「採用候補者登録名簿」という。)に登録されている者のうち、当該登録の有効期間の満了する日が、令和3年4月1日以降の者

(ア) 育休代替任期付職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号の規定により任期を定めた職員をいう。)

(イ) 配偶者同行休業代替任期付職員(滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年滋賀県条例第58号)第8条第1項第1号の規定により任期を定めた職員をいう。)

(ウ) 臨時的任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3の規定により任期を定めた職員をいう。)

(エ) 育児休業代替職員(地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により任期を定めた職員をいう。)

3 採用候補者登録試験

(1) 日時および場所

ア 第1次試験(教養試験)

(ア) 日時 令和3年1月17日(日)午前9時30分から午前11時30分頃まで(受付時間 午前9時から午前9時15分まで)

(イ) 場所 滋賀県警察本部(大津市打出浜1番10号)

イ 第2次試験(口述試験)

(7) 日時 令和3年2月18日(木)午前9時30分から正午頃まで(受付時間 午前9時から午前9時15分まで)

(イ) 場所 滋賀県警察本部(大津市打出浜1番10号)

※ 第2次試験は、第1次試験の合格者についてのみ行います。

(2) 方法

ア 第1次試験(教養試験) 高校卒業程度で、択一式により、公務員として必要な国語、社会、数学、理科等に関する知識および文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力について筆記試験を行います。

イ 第2次試験(口述試験) 集団討論による試験を行います。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り(携帯電話等の使用はできません。)

※ 筆記用具(HBの鉛筆等と消しゴム)を持参してください。

(3) 結果発表

ア 第1次試験の結果は、令和3年2月上旬に合格者宛て通知します。

イ 第2次試験の結果は、令和3年2月下旬に第2次試験の受験者宛て通知します。

4 受験申込手続および受付期間

(1) 受験案内および受験申込書の請求 受験案内および受験申込書は、滋賀県警察本部警務部警務課採用係に請求してください。また、県内の警察署でも交付します。

※ 郵便はがきの裏面に「採用候補者登録試験受験案内請求」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県警察本部警務部警務課採用係宛てに送付してください。また、電話による請求も受け付けます。

(2) 受験申込先 受験申込書に必要な事項を記入し、滋賀県警察本部警務部警務課採用係へ提出してください。

※ 県内の警察署での受付は行いません。

(3) 受験申込みの受付期間

ア 持参による場合 令和2年11月26日(木)から同年12月18日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)に受け付けます。

イ 郵送による場合 令和2年11月26日(木)から同年12月18日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

なお、必ず特定記録郵便または簡易書留により送付してください。

5 採用候補者登録試験合格後採用されるまで

(1) 採用候補者登録試験の合格者は、採用候補者登録名簿に登録されます。また、滋賀県警察職員(警察事務に限る。以下同じ。)の育児休業または配偶者同行休業の状況により、希望勤務地等を考慮のうえ選抜された方に、滋賀県人事委員会が実施する選考を受けていただき、合格後、採用されます。ただし、臨時的任用職員または育児休業代替職員に採用する場合は、採用選考を実施せず、選抜により採用します。

(2) 選考の方法は、口述試験(主として人物についての面接試験)等ですが、詳しくは、該当者に対して文書でお知らせします。

(3) 採用候補者登録名簿の登録有効期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までです。

(4) 当初の任期終了後も、令和6年3月31日までの間は、再度採用される場合があります。

6 勤務の条件

(1) 任期

ア 育休代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員 育児休業または配偶者同行休業をする職員の育児休業等期間を任用の期間の限度として、任期を定めて採用します(おおむね10月以上3年未満)。

イ 臨時的任用職員および育児休業代替職員 産前休暇、産後休暇等を取得する職員の休暇等の期間を限度として、臨時的任用職員については6月以内、育児休業代替職員については1年を超えない範囲内の任期を定めて採用します。なお、臨時的任用職員については、通算して1年を超えない範囲で任期を更新する場合があります。

(2) 勤務先および職務内容 滋賀県警察本部、県内警察署等において警察事務に従事します。

(3) 給与等 給与は、月額166,517円(高校卒、地域手当含む。)で、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、令和2年4月1日現在のものです。

(4) 勤務時間および休暇

ア 勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分までです。

イ 休暇は、任期に応じて年間最大20日間の年次休暇、傷病、結婚、忌引等の場合に与えられる特別休暇等があります。

(5) 服務 任期期間中は、営利企業への従事等の制限など地方公務員法(昭和25年法律第261号)の服務に関する規

定が適用されます。

7 その他

- (1) 育休代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員ならびに臨時的任用職員および育児休業代替職員への採用は、滋賀県警察職員(任期の定めのないもの)への採用とは無関係であり、当該採用の際に一切優先されるものではありません。
- (2) 原則として任用期間中人事異動はありませんが、勤務している所属の改廃があった場合等は人事異動する場合があります。

- 8 問合せ先 この採用候補者登録試験についての問合せは、滋賀県警察本部警務部警務課採用係(〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号 フリーダイヤル 0120-204-314)にしてください。